

Weekly Report

第461号
平成30年6月25日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

来月から拡充される消費税免税店制度

◆免税店の店舗数は全国で約4万5千店

観光庁によると、昨年訪日外国人旅行者数は2869万人（前年比19.3%増）と6年連続で増加し、その旅行消費額4兆4162億円のうち、買物代は1兆6398億円（1人あたり約5万7千円）となっています。

このような状況から、外国人旅行者等の非居住者に対して通常生活の用に供される物品（一般部品、消耗品）を一定の方法で販売する場合に消費税を免除して販売できる免税店（輸出品販売場）の店舗数も年々増加しており、今年4月1日時点で4万4646店（前年比10.2%増）となりました。

また、ここ数年の税制改正により制度拡充が実施されており、免税販売の対象となる一般物品（家電、衣料品等）と消耗品（飲食料品、化粧品等）の購入下限額は現行、それぞれ5千円以上とされています。

◆7月以後の免税販売から適用される改正

30年度税制改正においても見直しが行われ、一般物品と消耗品のそれぞれ販売価額が5千円

未満である場合でも、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、消耗品として取り扱われることになり、これらの合計額が5千円以上であれば免税販売することができます。

例えば、一般物品4千円、消耗品6千円の場合、一般物品は5千円以上ではないため通常は免税販売の対象になりませんが、消耗品と同様の包装をすることで、合計1万円の消耗品として免税販売ができるようになります。

この改正は、7月1日以後に行う免税販売について適用されます。

大阪府北部地震による被災中小企業対策

◎災害復旧貸付（日本公庫、商工中金）……被災企業を対象に、運転資金または設備資金を融資。

◎セーフティネット保証4号（信用保証協会）……災害救助法が適用された各市町において、災害の影響により売上高等が一定以上減少している場合に、一般保証とは別枠で融資額を100%保証。

◎既往債務の返済条件緩和等の対応……既往債務の条件変更（返済猶予等）や貸出手続きの迅速化、担保徴求の弾力化など、実情に応じて対応。

◎小規模企業共済の災害時貸付（中小機構）……災害救助法が適用された各市町において被災した共済契約者が、主要資産の損害、または売上高の減少が見込まれる場合に低利で融資。

29年度における国税の不服申立状況

税務署長などが行った処分不服がある場合、納税者が処分の取消しや変更を求める不服申立てには、税務署長などに対する「再調査の請求」と、国税不服審判所長に対する「審査請求」があります（なお不服がある場合は裁判所に訴訟を提起）。

国税庁によると、29年度に処理された再調査の請求は1726件で、そのうち納税者の主張が一部でも認められる件数は213件（12.3%）でした。また、審査請求については、処理件数2475件のうち、202件（8.2%）となりました。